第124期

定時株主総会招集ご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで

日 時 2022年6月28日 (火曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場 所 東京都港区三田三丁目12番14号

ニッテン三田ビル 当社本店 (9階)

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会にご来場されない場合は、ご出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は 取りやめとさせていただいております。

【議決権行使期限】2022年6月27日(月曜日) 午後5時45分到着まで 日本甜菜製糖株式会社

証券コード:2108

目次

株主各位

東京都港区三田三丁目12番14号

日本甜菜製糖株式会社

取締役社長 惠 太 디

第124期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第124期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げま す。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使すること ができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022年6月 27日(月曜日)午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

- 1. 日 舑 2022年6月28日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2. 場 所 東京都港区三田三丁目12番14号

ニッテン三田ビル 当社本店(9階)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第124期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内 容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件
- 2. 第124期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内 容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役8名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

敬具

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概 要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等 変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネッ ト上の当社ウェブサイト(https://www.nitten.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類 には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監 査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項につきまして、訂正等の必要 が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.nitten.co.jp)に掲載させていただ きます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し あげます。

議決権を行使する方法は、以下のいずれかの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、切手を貼 らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日 (月曜日) 午後5時45分到着分まで



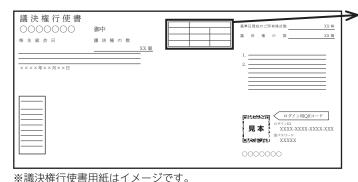
インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日 (月曜日) 午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号,2号,4号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛 | の欄にO印
- 反対する場合
- > 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合
 - 見成り物口
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合
- |**賛**」 の欄に○印をし、 > 反対する候補者の番号を

ご記入ください。

書面 (郵送) およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

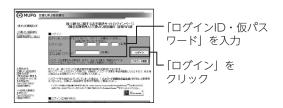
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

- インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが
- ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

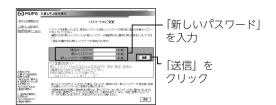
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種等の効果や海外経済の改善があるものの、ウクライナ情勢等の影響に伴う原材料やエネルギー価格上昇の影響等、先行きが非常に不透明な状況となっております。

消費者の低甘味嗜好や安価な加糖調製品、異性化糖、高甘味度人工甘味料の増加等からこれまでも減少傾向にあった国内の砂糖消費量は、コロナ禍の影響によりさらに著しく落ち込み、砂糖業界は大変厳しい状況となっております。

当連結会計年度は、主に砂糖事業と飼料事業の売上の増加により、売上高は前期比6.8%増の584億9千2百万円となり、経常利益は、前期比20.0%増の28億1千8百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却損と減損損失を特別損失で計上したものの、投資有価証券の売却益を特別利益に計上したため、前期比20.3%増の19億7千5百万円となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

<砂糖事業>

海外市況につきましては、ニューヨーク市場粗糖先物相場(当限)において1ポンド当たり期初14.71セントで始まり、11月には砂糖の主要生産国であるブラジルの天候不順の影響による砂糖減産見込みや投機資金の流入により、20.42セントまで上昇しました。

その後、12月~2月はコロナ禍の影響や投機資金の縮小に伴い下落傾向となりましたが、ウクライナ情勢等の影響によるエネルギー供給に対する懸念から原油相場と連動して徐々に上昇し、19.49セントで当期を終えました。

一方、国内市況につきましては、期初192円~193円(東京精糖上白現物相場、キログラム当たり)で始まりましたが、海外砂糖相場の上昇を受けて、8月に198円~199円に上昇、1月には204円~205円に上昇し、そのまま当期を終えました。

ビート糖は、コロナ禍以前の一昨年並みの販売量までは届かず厳しい状況ですが、清涼飲料向けや製パン向け等の業務用販売に回復傾向がみられ、白糖、原料糖の売上高、販売量については前期を上回りました。

また、ここ数年ビート糖の需給バランスが不均衡となっているため、原料糖の在庫が増加しております。

精糖は、コロナ禍の影響により前期に比べ家庭用、業務用とも販売量が減少し、売上高についても前期を下回りました。

砂糖事業の売上高は、378億9百万円(前期比7.0%増)となり、コスト削減に努めたものの、原料糖在庫による保管費増加の影響もあり、3億3千1百万円の営業損失(前期は7億1千6百万円の営業損失)となりました。

<食品事業>

イーストは、コロナ禍の影響が見られるものの、売上高はほぼ前期並みとなりました。 オリゴ糖等食品素材は、ラフィノースやフラクトオリゴ糖等オリゴ糖の販売量が増加したものの伸び悩みました。

食品事業の売上高は、23億5千万円(前期比5.6%増)となりましたが、燃料費等の上昇による製造コストの増加により、2千1百万円の営業損失(前期は2千3百万円の営業利益)となりました。

なお、清水バイオ工場の生産設備について、イーストの需要低迷とフラクトオリゴ糖の 売上の伸び悩みにより、収益性が低下しました。そのため、「固定資産の減損に係る会計 基準」に基づき減損処理を行い、当第4四半期連結会計期間において減損損失4億1千4 百万円を特別損失に計上しております。

<飼料事業>

配合飼料は、穀物価格の高騰に伴う販売単価の増加と、販売努力により販売数量が増加したため、売上高は前期を上回りました。

ビートパルプは、原料てん菜の収量増加に伴う増産により、販売量、売上高ともに前期を上回りました。

飼料事業の売上高は、112億5千3百万円(前期比12.3%増)となり、営業利益は13億2千1百万円(前期比13.6%増)となりました。

<農業資材事業>

紙筒(移植栽培用育苗鉢)は、ビート用、そ菜用とも販売量が減少し、売上高は前期を 下回りました。

農業機材は、ビート用の移植機、培土等の売上減少により、売上高は前期を下回りました。

農業資材事業の売上高は、42億2千8百万円(前期比6.2%減)となり、営業利益は海外向けの紙筒在庫の評価損を計上した影響もあり、1億9千万円(前期比59.5%減)となりました。

<不動産事業>

不動産事業は、売上高はほぼ前期並みでしたが、営業利益はコストの削減により増加しました。

不動産事業の売上高は、15億4千9百万円(前期比2.6%増)となり、営業利益は9億6千8百万円(前期比11.8%増)となりました。

<その他の事業>

その他の事業は、主にスポーツレジャー施設およびガソリンスタンドの来客者数の回復 や貨物輸送の増加もあり、売上、利益が増加しました。

その他の事業の売上高は、13億1百万円(前期比9.7%増)となり、営業利益は9千4百万円(前期比19.3%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、23億4千万円であります。

その主なものは、芽室製糖所の貫流ボイラ新設、美幌製糖所の砂糖大袋包装多様化、士別製糖所のグラニュ糖小袋包装設備新設であります。

芽室製糖所の貫流ボイラ新設では、国内ビート糖工場において初の都市ガス燃料を採用し、C○2排出量の抑制を図っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

砂糖業界におきましては、消費者の低甘味嗜好や安価な加糖調製品・異性化糖・高甘味度人工甘味料の増加等により消費減少が続く中、2020年以降はコロナ禍における経済活動抑制の影響が重なり、深刻な消費低迷に直面しております。2022年3月に農林水産省が公表した「砂糖及び異性化糖の需給見通し」は、2021年10月から2022年9月までの1年間の分蜜糖消費量を172万トンと見込み、コロナ禍で10万トン減少した前年同時期からさらに2万トン減少しております。

2021年産の原料でん菜による製糖作業は、10月上旬より開始いたしました。昨年の原料でん菜は、生育前半に少雨が続き干ばつの影響が心配されましたが、その後の降雨で回復し、高品質原料を確保することができました。また、製糖資材使用の抑制を進めるなど、製造コストの低減を図りました。

一方、2022年度に入り、コロナ禍における砂糖消費の低迷に加え、ウクライナ情勢等の影響によるエネルギーコストの高騰により、砂糖を始めとした製品の製造コストが著しく増加することが見込まれるため、当社グループの経営環境は、非常に厳しい状況となっております。

当社グループは、このような著しい外部環境の変化に適応する経営戦略の再構築が急務と捉えており、今まで以上のコスト削減への努力に加え、適正価格での販売を含めた事業基盤の強化に取り組んでまいります。

【中期経営計画について】

当社グループは2021年3月期から3年間の「第1次日甜グループ中期経営計画」を策定、計画の最終年度となる2023年3月期の経常利益27億円を目標とし、売上高経常利益率4.6%の達成を目指すこととしております。

第1次日甜グループ中期経営計画(2021年3月期~2023年3月期)方針 「省力化、効率化、環境・品質対策を通じて、砂糖事業のコスト低減を目指す」 「第2の柱として、食品事業、飼料事業、農業資材事業を成長事業と位置づける」

経営計画の2年目となる2022年3月期は、各事業が好調に推移した結果、第1次日甜グループ中期経営計画の目標を達成しております。

中期経営計画の最終年度となる2023年3月期は、本来であれば更なる利益向上を目指すところですが、コロナ禍による販売面への影響に加え、エネルギーコストの高騰という外部環境の急激な変化に直面し、数値目標の達成が極めて厳しい状況となっております。そのため中期経営計画の上記の方針を維持しながら、まずは、この危機的状況からの脱却を目指すことといたします。

【日甜アグリーン戦略について】

当社グループでは、既にサステナビリティに配慮した研究・製品開発や、CO2低減等の環境対策の取り組みを行っておりますが、現在の取り組みをさらに推し進めるべく、当社グループが目指す道標として「日甜アグリーン戦略」を策定いたしました。

「アグリーン」は「アグリカルチャー」と「グリーン」を掛け合わせた造語です。

将来の当社グループの事業の方向性として「てん菜糖業」から「てん菜産業」への飛躍を図り、農業を基盤とした成長事業の展開を掲げております。

「日甜アグリーン戦略」で諸課題にチャレンジし、持続可能な食料システム構築と新たな価値の創造を目指し、多くの方に支持され続ける企業グループに成長してまいります。

【資本業務提携について】

2021年1月に当社はDM三井製糖ホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しております。資本業務提携の目的の一つに効率的生産体制の構築がありますが、現在、DM三井製糖ホールディングス株式会社の子会社である北海道糖業株式会社との間で、同社本別製糖所からの受託生産(2023年10月より開始予定)に向けて協議を進めるとともに、当社芽室製糖所において受託生産に必要な設備投資を計画しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

Þ	区 分	第 121 期 (2018/4~2019/3)	第 122 期 (2019/4~2020/3)	第 123 期 (2020/4~2021/3)	第 124 期 (2021/4~2022/3)
売	上 高 (百万円)	57,997	57,021	54,792	58,492
経	常 利 益 (百万円)	2,037	2,085	2,349	2,818
	社株主に帰属する 期 純 利 益 (百万円)	1,324	1,340	1,642	1,975
1 当	株 当 た り期 純 利 益	93円37銭	94円44銭	115円88銭	141円76銭
総	資 産 (百万円)	98,302	96,405	97,392	100,458
純	資 産 (百万円)	69,438	66,951	68,462	67,918
1 純	株 当 た り 資 産 額	4,892円67銭	4,714円90銭	4,886円11銭	5,037円45銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」は、自己株式を控除後の発行済株式総数により算出しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が所有する当社株式を自己株式に加算し算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第124期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資本金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
十 勝 鉄	道株式	会 社	15 ^{百万円}	100%	貨物自動車運送業
スズラン	ン企業株芸	式会社	10	% 100	石油類・書籍販売およびスポーツ施 設営業
ニッテン	ン商事株	式会社	18	100	食品卸売業
サークル	レ機工株ま	式 会 社	15	100	農業用機械器具の製造販売

(注) ※印は子会社による出資を含む比率であります。

(7) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

į	事業セク	ブメント		主要な製品または事業内容
砂	糖	事	業	ビート糖、精糖、ビート糖蜜、精糖蜜等
食	品	事	業	イースト、オリゴ糖、ベタイン、仕入商品等
飼	料	事	業	配合飼料、ビートパルプ等
農	業資	材 事	業	紙筒、農業用機械器具、農業資材、てん菜種子等
不	動産	事	業	不動産賃貸等
そ	の他	の事	業	貨物輸送、石油類販売、書籍販売、スポーツ施設営業等

(8) **主要な事業所**(2022年3月31日現在)

① 当社

	名		称	`		所	7 :	Ē	地		名	称		所	7:	Ē	地	
本				社	東	京	者	13	港	区	清水バイ	オ工場	北	海	道	清	水	町
札	幌		支	社	札	幌	市	中	央	区	清水紙筒	筍 工 場	北	海	道	清	水	町
芽	室	製	糖	所	北	海	道	芽	室	町	総合研	究 所	北	海	道	帯	広	市
美	幌	製	糖	所	北	海	道	美	幌	町	ビジネスセ	ンター	北	海	道	芽	室	町
士	別	製	糖	所	北	海	道	\pm	別	市								

② 子会社

名	称	所 在 地
十 勝 鉄 道	株式会社	北海道帯広市
スズラン企	業株式会社	北海道帯広市
ニッテン商	事株式会社	千 葉 市 美 浜 区
サークル機	工株式会社	北海道滝川市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
砂糖事業	338名	11名増
食 品 事 業	69名	3名減
飼料 事業	50名	3名減
農業資材事業	140名	1名増
不 動 産 事 業	l名	_
その他の事業	90名	10名増
全社 (共通)	77名	2名増
合 計	765名	18名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。
 - 2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620名	11名増	43.4歳	19.7年

⁽注) 上記には臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先(2022年3月31日現在)

		借	# =		入		4	先			借入金残高
農		林		中		央		金		庫	4,733 百万円
株	式	£	<u>></u>	社	み	す	2	ほ	銀	行	4,483
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	2,152
株	式		会	社		北	洋		銀	行	995
株	式	会	社	: 三		井	住	友	銀	行	637

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2)発行済株式の総数

15,325,642株(自己株式1,842,873株を含む)

(3) 株主数

13.088名(前期末比138名增)

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,293 ^{千株}	9.59 [%]
明治ホールディングス株式会社	1,133	8.41
ニッテン共栄会	979	7.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	529	3.93
農林中央金庫	514	3.82
東京海上日動火災保険株式会社	428	3.18
株式会社みずほ銀行	365	2.71
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	320	2.38
DM三井製糖ホールディングス株式会社	265	1.97
ス ズ ラ ン 持 株 会	253	1.88

- (注) 1. 当社は、自己株式1,842,873株を所有しておりますが、上記大株主の記載からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	6,200株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項(4)取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等4.株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

地		位		氏	名		担当および重要な兼職の状況
	長取 A		惠	本		司	
取専務	締 執行	役 役員	鈴	木	良	幸	芽室製糖所長、技術部門管掌、十勝総括兼掌
取常務	締執行	役 役員	八	巻	唯	史	管理部門・財務部門管掌、SDGs・内部統制・資本業務提 携推進担当
取 常務	締 執行	役 役員	木	Щ	邦	樹	札幌支社長、農務部門管掌、農福連携担当 サークル機工株式会社 代表取締役社長
取 常務	締執行	役 役員	石	栗		秀	経営企画室長、資本業務提携推進担当
取	締	役	淺	羽		茂	早稲田大学大学院 経営管理研究科教授 沖電気工業株式会社 社外取締役
取	締	役	橋	本	秀	_	
取	締	役	中	村	規代	実	石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士 栄研化学株式会社 社外取締役
常勤	b 監 3	査 役	藤	崎	裕	之	
常勤	b 監 3	査 役	森	Щ	英	_	
監	查	役	増	本	善善	丈	スプリング法律事務所 パートナー弁護士 株式会社エムアールアイ債権回収 取締役
監	査	役	鏡		高	志	税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー 高野総合コンサルティング株式会社 代表取締役 ダイトウボウ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役淺羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役増本善丈氏および鏡 高志氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役淺羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏ならびに監査役増本善丈氏および鏡 高志氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行っております。
 - 4. 取締役中村規代実氏の兼職先は5月1日より石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士からオリゾン法律事務所 パートナー弁護士となっております。
 - 5. 常勤監査役森山英二氏は、当社経理部長をはじめ長年にわたり経理業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役鏡 高志氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役淺羽 茂氏、橋本秀一氏および中村規代実氏ならびに監査役増本善丈氏および鏡 高志氏は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員として行った行為に起因して、被保険期間中に被保険者に損害賠償請求がなされることにより被保険者が被る損害が補填されることとなります。

ただし、免責額の定めを設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月19日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会にて決議された総額の範囲内において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、各職責を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とする。

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、基本報酬、業績連動報酬を支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する事項

事業年度毎に業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、取締役に対し、各事業年度の連結経常利益の目標値の達成度合いに応じて定める額の金銭を、一定の時期に支給する。

4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値 共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限期間を3年間 から5年間までとする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。

付与株式数は、役位、職責、当社業績、当社の株価等を踏まえて決定する。

5. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、および株式報酬の額の個人別の報酬の額に対する 割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社の業績等を踏まえて決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任にもとづいて、代表取締役が決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役は、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当については、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役会の決議により定める。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役 淺羽 茂氏 (委員長)、社外取締役 橋本秀一氏、社外取締役 中村規代実氏、代表取締役 惠本 司氏によって構成する指名・報酬委員会において取締役会で決議した決定方針に基づいて審議し、答申を作成しております。取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役へ委任することを決議しておりますが、代表取締役である惠本 司氏は指名・報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等の内容を決定していることから、取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると取締役会は判断しています。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)					
区 分	(百万円)	基本報酬	基本報酬 業績連動 非金報酬等 報酬		役員の員数 (名)			
取 締 役 (うち社外取締役)	181 (22)	164 (22)	5 (0)	11 (-)	8 (3)			
監 査 役 (うち社外監査役)	43 (12)	42 (12)	0 (0)	_ (-)	5 (3)			
合 計	224	207	6	11	13			

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第123期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 1名が含まれております。
 - 2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、各事業年度の連結経常利益の目標値の達成度合い等を総合的に勘案したものであります。なお、連結経常利益は2,349百万円となっております。
 - 3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等4. 株式報酬の内容、その額または算定方法、および付与の時期または条件の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。非金銭報酬等の総額は、当事業年度に費用計上した金額であります。
 - 4. 取締役の金銭報酬の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第108期定時株主総会において、月額20百万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は11名です。また金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第120期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は11名です。
 - 5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第96期定時株主総会において、月額4百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は4名です。
 - 6. 取締役会は、代表取締役惠本 司氏に対し各取締役の個別報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案するには、代表取締役が適していると判断したためであります。
 - なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等につい て確認しております。
 - 7. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役 淺羽 茂氏は、早稲田大学大学院 経営管理研究科教授および沖電気工業株式会社 社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。
 - ・社外取締役 橋本秀一氏については、重要な兼職はありません。
 - ・社外取締役 中村規代実氏は、石本哲敏法律事務所 パートナー弁護士およびオリゾン 法律事務所 パートナー弁護士ならびに栄研化学株式会社 社外取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。
 - ・社外監査役 増本善丈氏は、スプリング法律事務所 パートナー弁護士および株式会社 エムアールアイ債権回収 取締役を兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記 すべき取引はありません。
 - ・社外監査役 鏡 高志氏は、税理士法人高野総合会計事務所 シニアパートナー、高野 総合コンサルティング株式会社 代表取締役およびダイトウボウ株式会社 社外取締役を 兼務しておりますが、各兼職先と当社との間に特記すべき取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出 席 状 況 、 発 言 状 況 お よ び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	淺羽 茂	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、大学教授として培われた経営戦略に関する高い見識と豊富な経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員長として委員会の審議を主導し、取締役会に審議結果を答申しました。
取締役	橋本秀一	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、Meiji Seika ファルマ株式会社執行役員として培われた高い見識と豊富な経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員として具体的な意見・提言を行いました。
	中村規代実	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、弁護士として培われた専門的な知識と経験を活かして、活発に発言し、専門的見地から提言を行う等、経営監視機能を十分に発揮しました。また、指名・報酬委員会の委員として具体的な意見・提言を行いました。
監 杳 役	増本善丈	当事業年度開催の取締役会15回および監査役会10回の全てに出席し、 弁護士として培われた専門的な知識と経験を活かして、適宜発言を行いました。
五 宜 仅	鏡 高志	監査役就任後に開催の取締役会13回および監査役会8回の全てに出席 し、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識と経験を活かし て、適宜発言を行いました。

4. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

57百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

57百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に 基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および 公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任 または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、「会計監査人 の解任または不再任」を株主総会の目的とします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

			—— 産	<u> </u>		<i>の</i>	部		 負				<u>の</u>	 部 部
流	動			 産			54,952	流	動	負		 債		22,626
	現	金 及	び	預	金		6,160		支払	手形	及び	買掛金		1,749
	受	取	=	手	形		519		短	期	借	入 金		14,663
	売		掛		金		6,809		未 扎	ム 法	人	税等		954
	有	価	ij	証	券		6,000		契	約	負	負債		4
	商	品 及	び	製	品		27,616		そ		の	他		5,254
	仕		掛		品		3,284	固	定	負		債		9,913
	原本	才料 及	び	貯蔵	記		2,996		長	期	借	入 金		226
	未	収	,	入	金		1,352		繰延	E 税	金	負債		3,331
	そ		の		他		218		役員			引当金		24
	貸		引	当	金		△5					る負債	1	4,499
固	定	資		産			45,506		そ		の	他	-	1,831
有	形	固	Ē i	資産	奎		23,607	負			合			32,540
	<i></i>	物 及		構 築			11,362		純純		山 登	 産	0	 部
		找装置.	及ひ	が運 挽			5,671	株	主		-	 本	Ţ .	 58,101
	土				地		6,110	^{1小} 資		本	•	金		8,279
	IJ		ス	資	産		20	資		乗	余			8,416
	建		仮	勘	定		249	^艮 利		剰	余			44,934
	そ		の 		他		193		===		株	式		△3,528
無				資産	_		425		世の包括					△3,526 9,816
投 	資る						21,473							
	474	資有	価		券		19,809		の他有値					9,367
		総付		んる貨			1,502		延 ^					3
	そ		の	N/A	他		162		職給付(446
	貸		引	当 	<u>金</u>		△l	純	資	産	合			67,918
資		産	合	Ē	†		100,458	負	債及	び純	資産	合計		100,458

[※] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

		(十座・日/31 1)
		58,492
		43,216
益		15,276
		13,046
益		2,229
金	634	
益	40	
他	116	792
息	117	
損	60	
他	25	203
益		2,818
益	1,494	
他	4	1,499
損	60	
損	675	
失	473	
他	21	1,230
益		3,087
墓稅	1,249	
額	△136	1,112
益		1,975
ij益		1,975
	益 金益他 息損他益 益他 損損失他益稅額	益

[※] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

		産	0	部	負			<u>の</u>	部
流	動資	産		52,795	流	動 負			25,283
	現 金 及	び預	金	4,522	買				1,698
	受 取		形	437	短				17,658
			金	7,203	未				281
	有 価		券	6,000	未		費用		2,213
			品	26,780	未前		人 税 等受 金		865 108
				· ·	契		五 負 債		4
	-		品	3,260		業員	預り金		1,775
	原材料及			2,979	7				678
	前 払		用	159		1 負	債		9,526
	未 収		金	1,394	長				226
	そ (の	他	64	繰		金負債		2,996
	貸 倒	引 当	金	△6	退				4,553
固	定資	産		42,909	長 そ		り 敷 金 他		1,086 663
有	形固氮	E 資 産		22,404	負		<u> </u>		34,810
	建		物	8,909	純			<u></u> の	部
	構	築	物	1,621		È 資	本		51,896
	機械		置	5,345	資	本	金		8,279
	工具器		品	178		本,剰	余金		8,416
	土		地	6,035	資	本準			8,404
			定	249		の他資 益 剰	本 剰 余 金 余 金		11 38,729
			他	65	かり 利	血 料 益 準			2,069
無		主資産		417			益剰余金		36,659
#				179	配				2,700
			権		設	備拡引	長 積 立 金		1,200
	ソフト	ウェ	ア	119			E縮積立金		1,936
			他	118	特		1 準備金		32
投	資その他			20,087	別	途利			18,516
	投 資 有		券	18,696	操 自		益 剰 余 金 株 式		12,274 △ 3,528
	関 係 会	社 株	式	391	E 評価・	換算差			△3,526 8,998
	前払年	金 費	用	926			既 守 評価差額金		8,994
	7	の	他	73	繰 延		ジ損益		3
	貸 倒		金	$\triangle 1$		<u> </u>	<u> </u>		60,895
資	, i i i			95,705		<u>八 一</u> 及び純貨			95,705

[※] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

 2021年4月1日から 2022年3月31日まで

		1	(一匹・口/31 1)
売 上 高			56,004
売 上 原 価			41,911
売 上 総 利	益		14,092
販売費及び一般管理費			12,236
営 業 利	益		1,856
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金金	611	
その	他	105	716
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	145	
固定資産処分	損	60	
その	他	24	230
経 常 利	益		2,342
特 別 利 益			
投資有価証券売却	益	1,494	
その	他	3	1,497
特 別 損 失			
固定資産処分	損	59	
関係会社株式売劫	〕損	24	
減 損 損	失	473	
その	他	20	577
税引前当期純利	益		3,262
法人税、住民税及び事	業税	1,099	
法人税等調整	額	△137	961
当期 純 利	益		2,300

[※] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本甜菜製糖株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 印

指定有限責任社員 公認会計士 田 辺 拓 央 印業務執行社員 公認会計士 田 辺 拓 央

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本甜菜製糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日本甜菜製糖株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 即業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本甜菜製糖株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は 軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2022年5月12日

日本甜菜製糖株式会社 監査役会

 監査役(常勤)
 藤 崎 裕 之 ⑩

 監査役(常勤)
 森 山 英 二 ⑪

 監査役(社外監査役)
 増 本 善 丈 ⑪

 監査役(社外監査役)
 鏡 高 志 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図りつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、砂糖業界を取り巻く環境が依然として厳しく、先行き 予断を許さない状況にありますので、企業体質の一層の強化・充実を図るため、内部留保 にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金50円 総額 674,138,450円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面 交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に 限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新 設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開	
<u>示)</u>	
第16条 当会社は、株主総会の招集に際	(削 除)
し、株主総会参考書類、事業報	
告、計算書類及び連結計算書類に	
記載または表示をすべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるとこ	
ろに従いインターネットを利用す	
る方法で開示することにより、株	
主に対して提供したものとみなす	
<u>ことができる。</u>	

現		定	款		変	更	案
				(電子提	是供措置等)		
	(新	設)		第16条	当会社は、	- . 株主総	会の招集に際
					し、株主総	念会参考	書類等の内容で
					ある情報に	こついて	電子提供措置を
					<u>とる。</u>		
				2	当会社は、	電子提	供措置をとる事
					項のうち法	法務省令	で定めるものの
					全部又は一	一部につい	いて、議決権の
					基準日まて	でに書面	交付請求をした
							する書面に記載
					することを	要しなり	ハものとする。
	(新	設)		_(附則)	_		
				_(株主総	会資料の電子	提供に関	する経過措置)
	(新	設)		第1条	変更前定款	第16条	(株主総会参考
					書類等のイ	/ンター	ネット開示)の
					削除及び定	三款第16	条(電子提供措
							2022年9月1
							るものとする。
				2	•		わらず、2022
					年9月1日	から67	か月以内の日を
							る株主総会につ
						-> -1117 -1	款第16条(株主
					1.2 - 1.5 - 4 -		インターネット
							力を有する。
				<u>3</u>	本条の規定	定は、20)22年9月1日
							した日又は前項
							ら3か月を経過
							遅い日後にこれ
					を削除する	<u>.</u>	

第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名(うち社外取締役3名)の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しています。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況]	所 有 す る 当社株式の数					
1 再任	惠本 司 (1953年9月8日生)	2012年6月2014年6月2016年6月2018年6月	当社入社 当社販売部長 当社取締役、美幌製糖所長 当社取締役、販売部長、食品事業部 長、管理部・経理部担当 当社常務取締役、札幌支社長、農務 部・農技開発部・紙筒事業部管掌 当社取締役社長(代表取締役) 営業担当 当社取締役社長(代表取締役) 現在に至る	25,400株					
	[取締役候補者とした理由] 2018年から当社の取締役社長を務め、優れた経営手腕を発揮することにより、企業価値の向上に努めております。経営全般に関する高い知見を有し、高い見識と能力を兼ね備えていることから、引き続き取締役候補者といたしました。								
2 再任	石 栗 秀 (1958年5月1日生)	2012年4月2014年6月2016年6月2018年6月2020年6月	当社入社 当社食品事業部部長 当社食品事業部長 当社技術部長、品質保証部長 当社取締役、美幌製糖所長 当社取締役、経営企画室長、関連会社 担当部長 当社取締役常務執行役員、経営企画室 長 当社取締役常務執行役員、経営企画室 長 当社取締役常務執行役員、経営企画室 長 当社取締役常務執行役員、経営企画室 長	11,200株					
		業での豊富な	業務経験を有しており、2016年から当社 験が当社の企業価値向上に資すると判断						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況]	所 有 す る 当社株式の数		
3 再任	八 養 權 史 (1957年11月16日生)	1980年 4 月 2009年 4 月 2010年 6 月 2011年12月 2012年 4 月 2014年 6 月 2016年 6 月 2018年 6 月 2020年 4 月 2020年 6 月	当社事務部長 当社事務部長、内部監査室長 当社取締役、総務人事部長 当社取締役、管理部長、総務部・人事 部・経理部担当 当社取締役、管理部長、人事部長、経 営企画室・総務部・経理部担当 当社取締役、人事部長、経営企画室・ 管理部・総務部・経理部担当	13,200株		
	[取締役候補者とした理由] 総務、人事、経理、不動産に関する豊富な業務経験を有しており、2014年から当社取締役を 務めております。引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締 役候補者といたしました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、 [重	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況]	所 有 す る 当社株式の数
4 再任	木 山 邦 樹 (1957年8月7日生)	2018年6月2020年4月	当社入社 当社農務部部長 当社美幌製糖所副製糖所長 当社取締役、経営企画室長、関連会社 担当部長 当社取締役、農務部長、農技開発部担 当 当社取締役、農務部長、農技開発部長 当社取締役、農務部長、農技開発部長 当社取締役常務執行役員、札幌支社 長、農務部門管掌、農福連携担当 サークル機工株式会社代表取締役社長 現在に至る	10,600株
	, · ·	務経験を有し	ており、2016年から当社取締役を務めて 価値向上に資すると判断し、取締役候補	
5 新任	等 澤 秀 葡 (1959年6月25日生)		当社農業資材販売部部長 当社紙筒事業部部長 当社紙筒事業部長 当社取締役、紙筒事業部長	5,800株
		『農業資材に関	する製造、販売、開発に豊富な業務経験 価値向上に資すると判断し、取締役候補	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、 [重	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況]	所 有 す る 当社株式の数				
6 再任 社外	淺羽 茂 (1961年5月21日生)	2013年4月2016年4月2016年6月	学習院大学経済学部助教授 学習院大学経済学部教授 早稲田大学ビジネススクール教授 早稲田大学大学院経営管理研究科教授 現在に至る	1,000株				
独立	いただけると判断し、引なること以外の方法で会締役としての責務を適切	た経営戦略に き続き社外取 社経営に携わ に遂行できる。	関する高い見識と豊富な経験を、当社の 締役候補者といたしました。なお、同氏 った経験はありませんが、上記の理由に	は社外取締役と				
7 再任	橋本秀一 (1956年5月1日生)	2012年7月2014年6月	明治製菓株式会社入社 Meiji Seika ファルマ株式会社 (旧明治製菓㈱が商号変更) 農薬資材部長 Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員 生物産業事業本部長 メイジ・ファルマ・コリアCo.,Ltd.理事 当社社外取締役 現在に至る	800株				
独立	現在に至る 「社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」 Meiji Seika ファルマ株式会社 執行役員として培われた高い見識と豊富な経験を、当社の経営に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏はMeiji Seika ファルマ株式会社の出身であります。Meiji Seika ファルマ株式会社の出身でありますが、直接の取引関係にはなく、取引条件は他の取引先と異なっておりません。また、取引内容についても、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引はありません。							

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、 [重	当社における地位および担当 要 な 兼 職 の 状 況]	所 有 す る 当社株式の数
8 再任 社外	节 村 規 代 美 (1968年10月31日生)	1998年4月 1998年4月 2008年1月 2019年6月 2020年6月 2022年5月	弁護士登録 小野孝男法律事務所(現・弁護士法人 小野総合法律事務所)入所 石本哲敏法律事務所パートナー 栄研化学株式会社社外取締役 現在に至る 当社社外取締役 現在に至る オリゾン法律事務所パートナー 現在に至る	300株
独立	引き続き社外取締役候補 会社経営に携わった経験 切に遂行できると判断し る造詣も深く、2017年月 現在同委員会委員として	と経験を、当社の経営に活かしていただ した。なお、同氏は社外取締役となるこ が、上記の理由に基づき、社外取締役と また、同氏は女性弁護士として、ジェン 社会 性の平等委員会副委員長を務め、2	と以外の方法で しての責務を適 ダー問題に関す	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 淺羽 茂氏、橋本秀一氏、中村規代実氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 淺羽 茂氏、橋本秀一氏、中村規代実氏は、現在当社の社外取締役です。在任期間は本総会終結の時をもって淺羽 茂氏が6年、橋本秀一氏が3年、中村規代実氏が2年となります。なお、当社は淺羽 茂氏、橋本秀一氏、中村規代実氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届け出ておりますが、3氏の再任が承認された場合、引き続き3氏を「独立役員」とする予定であります。
 - 4. 当社は淺羽 茂氏、橋本秀一氏、中村規代実氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。第3号議案が承認可決された場合、各候補者は当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>スキル・マトリックス

取締役候補者のスキルは、以下のとおりとなります。スキルについては、取締役会に求められる機能、経営課題との整合性および当社グループの事業特性の観点から特定しております。

スキル名称	定義
企業経営	持続可能な企業経営(ESG含む)について知見がある
財務、会計	財務、会計について知見がある
人事、労務、人材開発	人事、労務、人材開発について知見がある
法務、監査、内部統制	企業法務、監査、または内部統制について知見がある
農業(政策、技術)	各種農業政策、または作物栽培、酪農、農業資機材等について 知見がある
製造	製糖、発酵、農業資機材等の製造技術について知見がある
研究、開発	てん菜、砂糖、食品、飼料、農業資機材等の研究、開発につい て知見がある
営業、マーケティング、海外戦略	営業、マーケティング、海外戦略について知見がある

氏名	企業経営	財務、会計	人事、 労務、 人材開発	法務、 監査、 内部統制	農業 (政策、技術)	製造	研究、開発	営業、 マーケティング、 海外戦略
惠本 司	0	0			0			0
石栗 秀	0				0	\circ	0	
八巻 唯史	0	0	0	0				
木山 邦樹	0		0		0			0
寺澤 秀和	0					\circ	0	0
淺羽 茂	0		0					0
橋本 秀一	0				0		0	0
中村 規代実	0		0	0				

[※]上記一覧表は、候補者の有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月29日開催の第123期定時株主総会において、大井倫太郎氏を補欠監査役として選任いただきましたが、選任決議の効力は本定時株主総会の開始の時までとされておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役候補者は、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
光 并 倫 太 爺 (1974年12月29日生)	2002年10月 弁護士登録 吉峯総合法律事務所入所 現在に至る	0株

[補欠社外監査役候補者とした理由]

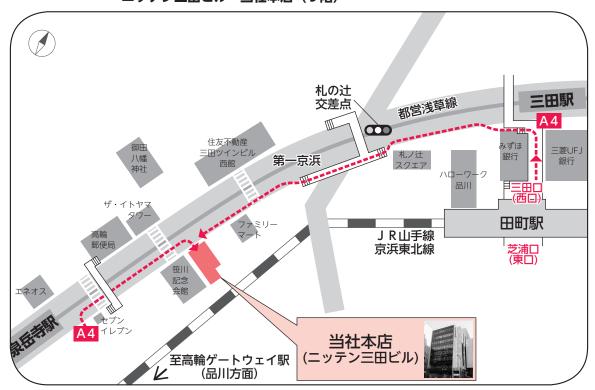
大井倫太郎氏を補欠監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識と経験を、当社の監査業務に活かせると考えたからであります。なお、同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 大井倫太郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 - 2. 大井倫太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 大井倫太郎氏が監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として、同取引所に届出を行う予定であります。
 - 4. 大井倫太郎氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。大井倫太郎氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区三田三丁目12番14号 ニッテン三田ビル 当社本店(9階)



交通機関

都営浅草線「泉岳寺駅」A4出口より徒歩6分 都営浅草線・三田線「三田駅」A4出口より徒歩9分 JR山手線・京浜東北線「田町駅」三田口より徒歩10分 ※お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

- ・お土産の配布やお飲み物のご提供はございません。
- ・新型コロナウイルスの感染予防・拡散防止のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。





